# 第3次宇都宮市 不法投棄未然防止推進計画 (後期計画)

~ごみのない きれいなまちづくりをめざして~

令和3年3月 宇都宮市

## 目 次

第 1 章	計画	の基準	本的	]考	え	方																									
1	計画:	策定(	の目	的	l											•	•														2
2	計画	の位も	置作	(†	•		•			•				•			•	•		•	•		•	•	•		•			į	3
3	計画	の対象	象と	: す	る	廃	棄	物		•				•			•	•		•	•		•	•	•		•				5
4	計画	の目	指す	-ŧ	の		•			•				•				•		•				•	•					ļ	5
5	計画	の期間	間		•	•	•			•				•			•	•	•	•	•		•	•	•		•			(	6
6	数值	目標	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		(	6
第2章	不法	投棄	未然	防	止	推	進	に	当	た	つ	て	の	現	状	ح	課	題													
1	玉 • !	県にる	おけ	l る	不	法	投	棄	の	現	状	ع	取	組																	8
2	本市	におり	ナる	不	法	投	棄	の	現	,状				•				•		•	•			•	•					1	5
3	本市	におり	ナる	取	組	状	況	ع	評	価				•						•										1 :	8
4	本市	におり	ナる	課	題	:	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2 (	0
第3章	取組	の考え	えた	ع آ	具	体	的	取	組																						
1	取組	の方「	句性	Ė																									4	2 :	2
2	施策	の体表	系											•						•									:	2 -	4
3	具体	的取約	組	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2	5
第4章	不法	投棄	未然	防	止	の	推	進																							
1	計画	推進(	の考	まえ	方																								;	3 :	2
2	推進	体制	及て	進	捗	管	理		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	;	3 :	2
資料編																															
•	宇都	宮市	不法	:投	棄	未	然	防	止	.連	絡	協	議	会	(	庁	外	関	係	組	織	)	に	つ	ſ١	て		•	•		1
	各取	組の	実績	Ę	•				•	•				•			•			•		•			•	•					2

## 第1章 計画の基本的考え方

- 1 計画改定の目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の対象とする廃棄物
- 4 計画の目指すもの
- 5 計画の期間
- 6 数値目標

## 1 計画改定の目的

第3次市不法投棄未然防止推進計画は、本市の環境行政上の総合計画である「宇都宮市環境基本計画」の個別計画として、平成28年3月に策定したものであり、これまで市民・事業者・関係機関等と連携を図りながら、各種施策に取り組んできたところである。

この計画に基づき様々な取組を実施することで、平成28年度に323件であった不法投棄件数は令和元年度には266件まで減少し、一定の成果が出ている。

このような中、平成29年頃から、外国政府によるプラスチックごみの輸入規制等が行われたことに伴い、国内において、廃プラスチック類の処分費用が高騰し、不法投棄が誘発される恐れが生じるなど、環境問題を取り巻く社会情勢が大きく変化している。

また、平成27年9月の国連サミットで「SDGs」が定められ、本市は、経済・社会・環境の 三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルの高い都市として、 令和元年7月に国が選定する「SDGs未来都市」に選ばれた。

これらを踏まえながら、更に不法投棄を減らしていけるよう、10年間の現行計画のうち、前期 5年間を振り返って、計画の中間見直しを行い、後期5年間に反映させることで、今後も不法投棄 に対する取組を切れ目なく継続し、より一層の効果を上げることを目的とする。

## 参考 不法投棄に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抄)

(昭和45年法律第137号)

(定義)

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、 廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は 液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(清潔の保持等)

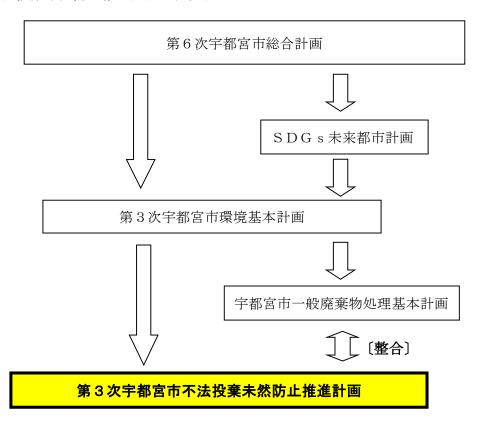
第5条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、 その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。 (投棄禁止)

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

## 2 計画の位置付け

第6次宇都宮市総合計画の分野別計画に掲げる基本施策である「環境への負荷を低減する」を実現するための計画「宇都宮市環境基本計画」の廃棄物分野の個別計画とする。

## ■不法投棄未然防止推進計画の位置付け



## SDGs

## O SDGsとは...

平成27 (2015) 年9月の国連サミットで定められた、「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残されない」ことを誓っている。

SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本としても積極的に取り組んでおり、本市においても、令和元(2019)年に「SDGs未来都市」に選定された。



## 〇 関連するターゲット



## ターゲット12.5

令和12(2030)年までに、廃棄物の発生防止・削減・ 再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



## • ターゲット14.1

令和7(2025)年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

## 3 計画の対象とする廃棄物

本計画は、市内全域における「産業廃棄物」から「一般廃棄物」までのあらゆる廃棄物の不法投棄を対象とする。

※ ごみステーションへの不適正排出については、ルール違反として不法投棄とは別に対応する。

## 4 計画の目指すもの

市民,事業者,他行政機関,市が相互に連携し,廃棄物を適正に処理することで「ごみのないきれいなまち宇都宮」の実現を目指す。

## 連携

## 〔市民の役割〕

- 不法投棄をしない、させない環境づくり
- ・自らの土地の適正 管理

## 〔事業者の役割〕

- ・不法投棄をしない
- ・廃棄物の適正処理
- 管理地の適正管理

## 〔他行政機関の役割〕

- ・各主体と連携した 不法投棄対策・拡大 防止
- ・管理地の適正管理

## 〔市の役割〕

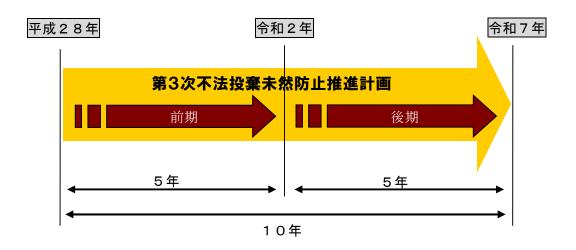
- ・計画の策定
- ・各主体と連携した不法投棄対策・対応
- ・管理地の適正管理

あるべき姿

ごみのないきれいなまち宇都宮

## 5 計画の期間

環境基本計画に合わせ平成28年度から令和7年度までの10年間(前期計画を5か年,後期計画を5か年)として,5年ごとに改定を行う。



※ 不法投棄対策については、「環境基本計画」や「一般廃棄物処理基本計画」の計画期間と整合性を図り、一体的に取り組むことで、より大きな効果が期待できること、また、取組の成果を得るには、中長期的に継続して取り組む必要があることから、計画期間を10年間とする。

## 6 数値目標

従来の指標である「不法投棄発生(認知)件数」と新指標「不法投棄事案の解決率」の2つの指標で管理する。

## 指標① : <u>不法投棄発生(認知)件数</u>

市民からの通報等により、市が認知した不法投棄の件数

【目標値(後期計画)】 令和3年度 290件 → 令和7年度 250件

## 指標② : 不法投棄事案の解決率

不法投棄認知件数を分母とし、投棄物を回収・処分した件数を分子として算出

解決件数(投棄物を回収・処分した件数) = 解決率 不法投棄の認知件数

※ 樹木繁茂やごみ屋敷等の事案は除く

## 【目標値(後期計画)】 解決率98%(各年度)

## 第2章 不法投棄未然防止推進に当たっての現状と課題

- 1 国・県における不法投棄の現状と取組
- 2 本市における不法投棄の現状
- 3 本市における取組状況と評価
- 4 本市における課題

## 1 国・県における不法投棄の現状と取組

## (1) 我が国の廃棄物をめぐる状況

リーマンショック後の世界的な経済回復が進む中,生産の増加による廃棄物の増大に伴い,先 進国から発展途上国に廃棄物を資源物として輸出することが増加した。

こうした中、発展途上国においては、廃棄物の処理に伴い国民の健康や環境問題が顕著になってきたことから、平成29年頃から、東南アジア諸国を中心に使用済みプラスチック等の輸入を禁止する国が増加してきた。また、バーゼル条約の附属書の改正により、令和3年1月から汚れた廃プラスチックの輸出が国際的に規制強化されることとなり、先進国では、廃プラスチックの適正な処理方法について再構築しなければならない状況となっている。

また、平成27年9月に、持続可能な開発目標であり、国際社会共通の目標である「SDGs」が国連サミットで定められ、廃棄物分野においては、廃棄物の発生防止や再利用、再生利用等により、廃棄物の発生を大幅に削減することを目標としていることから、これまで以上に、3R(リデュース〔発生抑制〕・リユース〔再使用〕・リサイクル〔再生利用〕)の取組が重要となってきている。

一方,廃棄物の処理については,平成29年10月の廃棄物処理法の改正により,蛍光灯や体温計などの水銀廃棄物を適正に処理するための保管基準や処理基準に関する規制強化が図られたほか,平成30年に環境省から,建築物を解体する際に建物内に残っている廃棄物を適正に処理するよう通知されるなど,更なる適正処理の取組が必要となってきている。

このほか,近年では,気候変動が一因と考えられる異常気象に伴い,全国的に豪雨災害などが 多発しており,洪水などによって多量に発生する災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための取 組が必要となっている。

#### ~コラム~

## バーゼル条約

一定の有害廃棄物の国境を越える移動等の規制について、国際的な枠組み及び手続等を規定した条約(平成元(1989)年3月、スイスのバーゼルにて採択)

⇒ 「附属書」にて、条約の対象となる廃棄物の判断基準や範囲が示された。

#### バーゼル法

我が国におけるバーゼル条約の的確かつ円滑な実施を確保するための法律(平成4(1992)年に制定)

## 【附属書改正のポイント】

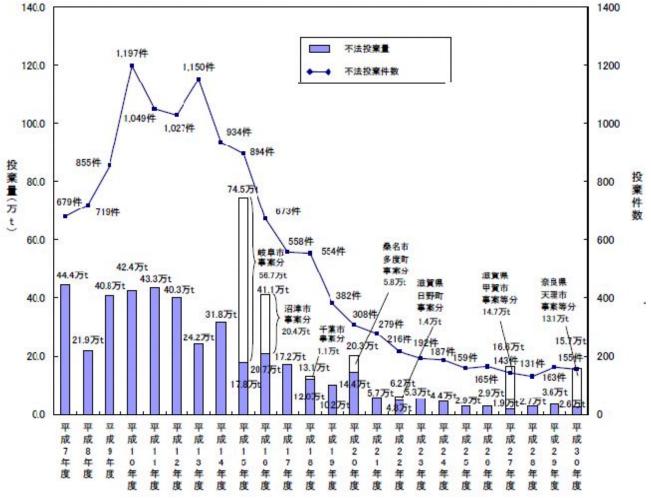
条約の「附属書」で定められている,廃棄物の対象にプラスチックごみを追加するとと もに,条約の対象となるプラスチックの輸出には相手国の同意が必要となった。

※ 改正附属書は、令和3(2021)年1月1日から発効

#### (2) 国内における不法投棄の現状

- 国内における廃棄物の不法投棄件数及び投棄量は,平成25年度以降,横ばいで推移している。
- 近年においても、5、000トン以上の大規模な不法投棄事案が発生しており、悪質な事案が 跡を絶たない状況にある。





注)

1. 都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1件あたりの投棄量が10t以上の事案(ただし、特別管 理産業廃棄物を含む事案は全事案)を集計対象とした。

- 2.白抜き部分については、次のとおり
  - 平成15年度:大規模事案として報告された岐阜市事案
  - 平成16年度:大規模事案として報告された沼津市事案
  - 平成18年度:平成10年度に判明していた千葉市事案
  - 平成20年度: 平成18年度に判明していた桑名市多度町事案
  - 平成22年度: 平成21年度に判明していた滋賀県日野町事案
  - 平成27年度:大規模事案として報告された滋賀県甲賀市事案、山口県宇部市事案及び岩手県久慈市事案
  - 平成30年度:大規模事案として報告された奈良県天理市事案、平成28年度に判明していた横須賀市事案、
    - 平成29年度に判明していた千葉県芝山町事案(2件)
- 3.硫酸ピッチは本調査の対象から除外している。
- 4.フェロシルト事案は本調査の対象から除外している。

なお、フェロシルトは埋立用資材として、平成13年8月から約72万tが販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な 廃液を混入させていたことがわかり、不法投棄事案であったことが判明したが、既に、不法投棄が確認された1府3県の45か所 において、撤去・最終処分が完了している。

※量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

(出典:環境省 令和2年度版「環境・循環型社会・生物多様性白書」)

- ・ 廃家電4品目(エアコン,テレビ(ブラウン管式及び液晶・プラズマ式),電気冷蔵庫・電気冷 凍庫,電気洗濯機・衣類乾燥機)については,平成13年に特定家庭用機器再商品化法(家電リ サイクル法)が施行され,製造業者等によるリサイクルが進められている。
- ・ 廃家電4品目の不法投棄状況を見ると、地上デジタルテレビ放送移行等に伴うテレビの買換需要が影響を及ぼした平成23年度をピークに減少傾向にあり、平成29年度以降は、ピーク時の約3割にまで減少している。(図2)



(図2) 全国における廃家電4品目不法投棄台数

(出典:環境省「平成30年度廃家電の不法投棄等の状況について」)

#### (3) 国による不法投棄等に対する主な取組

環境省においては、次の施策を中心に、国内の廃棄物不法投棄に対する取組を実施している。

## ア 海ごみゼロウィーク

平成19年度から、不法投棄を発生させない環境づくりをさらに強化していくための取組として、5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定していたが、令和2年度に、5月30日(ごみゼロの日)から6月8日(世界海洋デー)までを「海ごみゼロウィーク」(「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」が統合)として再設定し、都道府県等と連携して、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動、不法投棄等の監視活動を一斉に実施していくこととした。

#### イ 不法投棄事案に係る都道府県等の取組支援

産業廃棄物の実務等に精通した専門家を都道府県等に派遣し、不法投棄に係る事案への対応 や取組検討等について助言等の支援を行う。

## ウ 電子マニフェストの利用促進

平成29年6月,廃棄物処理法の一部改正により,令和2年4月から,特別管理産業廃棄物を年間50トン以上排出する多量排出事業者へ電子マニフェストの使用を義務付けた。

平成30年6月,令和4年度において電子マニフェスト普及率(利用割合)を70%とすることを達成目標とした「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定した。

#### エ 無許可の不用品回収業者等への対応

家庭等からの不用品を無許可で回収・処分する違法行為について、火災等による生活環境への影響発生を抑制するため、平成29年6月に廃棄物処理法の一部を改正し、有価物として取り扱われている使用済小型家電などの有害使用済機器の保管や処分を行おうとする者に対し、都道府県知事等への届出や保管・処分に関する基準の遵守等を義務付けた。

## オ 不法投棄ホットラインの運用

不法投棄等に関する情報を国民から直接受け付ける「不法投棄ホットライン」を運用し、不 法投棄の未然防止・拡大防止を目指している。

## カ 廃プラスチックに対する取組

令和元年5月,プラスチックの資源循環を総合的に推進するための方向性を取りまとめた「プラスチック資源循環戦略」、海洋プラスチックごみ対策に係る我が国の具体的対策を取りまとめた「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」をそれぞれ策定した。

## 〇 プラスチック資源循環戦略(抜粋)

資源・廃棄物制約,海洋プラスチックごみ問題,地球温暖化,アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため,3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略

#### 重点戦略

リデュース等

ワンウェイプラスチックの使用削減,石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進等

・ リサイクル

プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル 等

再生材バイオプラ

利用ポテンシャル向上(技術革新・インフラ整備支援),可燃ごみ指定袋などのバイオマスプラスチック使用等

・ 海洋プラスチック対策

海岸漂着物等の回収処理、ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 等

国際展開

途上国における実効性のある対策支援 等

基盤整備

社会システム確立, 資源循環関連産業の振興, 技術開発 等

(出典:環境省「『海洋プラスチックごみ対策アクションプラン』の策定について」)

## 〇 海洋プラスチックごみ対策アクションプラン

海洋プラスチックごみ対策も成長の誘因であり、経済活動の制約ではなくイノベーションが求められているという考え方の下、プラスチックを有効利用することを前提としつつ、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指し、以下のような取組を徹底する。

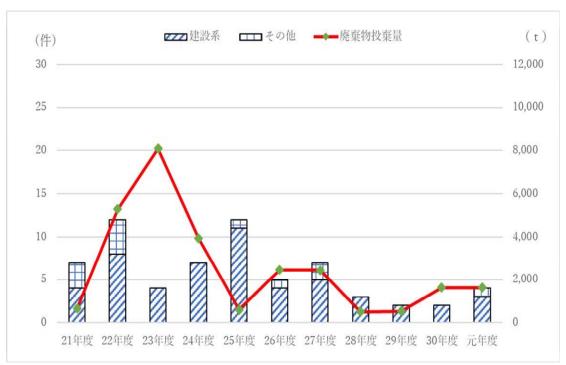
- ・ ポイ捨て・不法投棄及び非意図的な海洋流出の防止
- ・ 陸域での回収や海洋に流出したプラスチックごみの回収
- 海洋流出しても影響の少ない素材の開発・転換など、イノベーションの促進
- ・ 途上国等における海洋プラスチックごみの効果的な流出防止
- ・ 海洋プラスチックごみの実態把握や科学的知見の充実

(出典:環境省「『海洋プラスチックごみ対策アクションプラン』の策定について」)

## (4) 栃木県における不法投棄の現状

- ・ 栃木県における廃棄物の不法投棄 (新規10t以上)の件数は、平成21年度以降、減少傾向にあったが、増加に転じている。(図3-1)
- ・ また、小規模な廃棄物の不法投棄件数・投棄量についても、減少傾向にあったが、産業廃棄物 については増加に転じている。(図3-2)

(図3-1) 栃木県内における不法投棄件数・投棄量推移(新規10t以上案件)



		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	建設系	4	8	4	7	11	4	5	3	2	2	3
投棄件数	その他	3	4	0	0	1	1	2	0	0	0	1
	合計	7	12	4	7	12	5	7	3	2	2	4
廃棄物:	投棄量	653	5,289	8,098	3,926	610	2,458	2,440	505	540	1,626	1,626

----一般廃棄物投棄量 產業廃棄物投棄量 (件) → 産業廃棄物投棄件数 → 一般廃棄物投棄件数  $(m^3)$ 1,800 14,000 1,600 12,000 1,400 10,000 1,200 8,000 1,000 800 6,000 600 4,000 400 2,000 200 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 元年度

(図3-2) 栃木県内における不法投棄件数・投棄量推移(一般廃棄物を含む)

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	産業廃棄物	139	170	121	95	125	95	95	109	63	67	146
投棄件数	一般廃棄物	1,159	1,300	1,709	1,070	1,115	1,128	1,331	744	692	730	565
	合計	1,298	1,470	1,830	1,165	1,240	1,223	1,426	853	755	797	711
	産業廃棄物	5,846	7,459	9,406	5,302	1,564	2,163	2,366	1,051	850	1,914	2,700
投棄量	一般廃棄物	4,445	3,371	2,866	1,812	1,778	1,743	4,228	1,002	1,196	1,336	956
	合計	10,291	10,830	12,272	7,114	3,342	3,906	6,594	2,053	2,046	3,250	3,656

(出典:栃木県「とちぎの廃棄物(平成30年(2018)年度版」)

## (5) 県における不法投棄等に対する取組

栃木県においては、次の施策を中心に、市町、警察、公益財団法人栃木県産業資源循環協会等の関係団体などと連携した不法投棄対策の取組を実施している。

## ア 監視・情報収集・情報提供

- ・ 環境森林事務所等職員による監視・パトロール
- ・ ヘリコプターによるスカイパトロール
- ・ 警備業者による夜間・休日の不法投棄監視パトロール
- ・ 不法投棄多発地域における監視カメラ設置
- ・ 不法投棄110番による県民からの通報受付
- 産業廃棄物収集運搬車両調査

など

#### イ 普及啓発

- ・ 不法投棄防止キャンペーンの設定及びそれに伴うPR活動の実施
- ・ 産業廃棄物不法処理防止連絡協議会の設置運営による関係機関・団体との連携
- ・ 廃棄物処理業者および排出事業者に向けた廃棄物処理法にかかる講習会の実施
- ・ 栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言,栃木県プラスチック資源循環推進条例

栃木からの森里川湖 プラごみゼロ宣言

プラスチックは、わたしたちの生活に利便性と恩恵をもたらしてくれる有用な物質です。 しかし、一方で、海に流れ出ると、長期間、環境にとどまり生態系にも影響を及ぼします。

海洋プラスチックごみは、山から川、川から 海へとつながる中で発生するものであるため、 上流の栃木県においても自分の問題として 考えていく必要があります。

そこで、県と市町が連携し、不必要な使い捨てプラスチックの使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底など、プラスチックとの上手なつきあい方を、栃木から発信し、森里川湖におけるプラスチックごみゼロに向け、行動することをここに宣言します。

令和元(2019)年8月27日



栃木県

野木町

宇都宮市 足利市 日光市 小山市 那須塩原市 さくら市 益子町 茂木町

塩谷町

栃木市 真岡市 那須烏山市 市貝町 高根沢町

 佐野市
 鹿沼市

 大田原市
 矢板市

 下野市
 上三川町

 芳賀町
 壬生町

 那須町
 那珂川町

(県HPより)

など

## ウ 業者指導

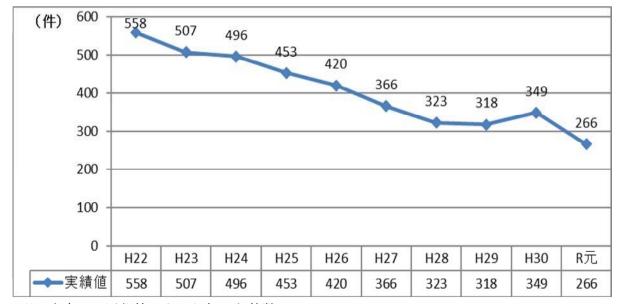
- ・ 廃棄物処理業者および排出事業者へのマニフェスト制度運用の徹底
- 多量排出事業者への処理計画策定指示
- ・ 建築物解体工事現場立入調査等による不法投棄の未然防止

など

## 2 本市における不法投棄の現状

## (1) 不法投棄発生件数の経年変化 (宇都宮市全体)

- ・ 不法投棄発生件数は、平成30年度に増加したものの減少傾向にある。
- ・ 平成28年度の第3次計画策定時に323件あった不法投棄発生件数は、令和元年度に26 6件となり、約2割減少した。(図4)



(図4) 宇都宮市における不法投棄発生件数

※ 本市への通報等により認知した件数

・ 不法投棄情報の提供元については、各年度とも「①市民からの通報」が約6割を占めている。 (図5)

(図5) 宇都宮市における不法投棄情報の提供元 (件)

(四百) 1 4 日 11 (15421) 2	7 144以未旧书	K O DE D	76			
内訳		H27	H28	H29	H30	R元
①市職員からの通報		26	17	27	23	12
②リサイクル推進員からの通報		23	19	14	15	13
③市民からの通報		219	220	200	211	173
④警察署からの連絡		22	24	12	23	21
⑤不法投棄未然防止監視カメラによる監視		0	0	0	0	0
⑥廃棄物指導員のパトロールによる監視		4	2	9	7	0
⑦民間警備会社の夜間パトロールによる監視		30	3	3	6	1
⑧庁内関係課で受けた通報		42	38	53	64	46
うち	道路保全課	27	2	5	11	3
	河川課	9	30	35	41	31
	公園管理課	6	6	13	12	12

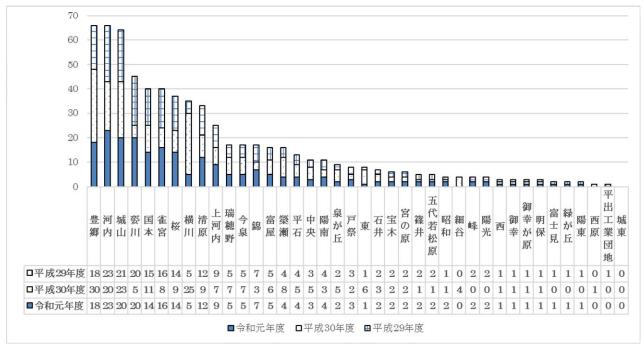
合計	366	323	318	349	266
不法投棄行為者検挙件数(警察への情報提供によるもの)	2	1	1	0	0

#### (2) 不法投棄発生件数 (地域別)

- ・ 各地域別の不法投棄発生件数については、市内中心部より周辺部での投棄が多い傾向である。
- ・ 桜地区においては、不法投棄発生件数は増加しているが、監視活動や河川愛護会の清掃活動 など、地域住民の活動が活発になっている。(図 6)

(図6) 宇都宮市内における各地域別の不法投棄発生件数

(件)



## (3) 不法投棄物の種類別の経年変化

## ア 種類別投棄個数(主なもの)

- ・ 不法投棄物の種類としては、廃家電4品目や粗大ごみ、タイヤなど多岐にわたっている。
- ・ 家電4品目やタイヤ,粗大ごみについては,平成29年度以降,大幅に減少している。自 転車は大幅な減少はないが,総じて減少傾向である。(図7)

(図7) 宇都宮市における不法投棄物の種類別推移

(個) ※延べ数

	家電4品目	タイヤ	粗大ごみ	自転車
			0 50 0	
平成 27 年度	99	56	73	54
平成 28 年度	175	114	134	26
平成 29 年度	128	29	105	29
平成 30 年度	83	78	80	23
令和元年度	83	60	84	20

## イ 廃家電4品目の投棄台数内訳

- ・ 廃家電4品目の不法投棄台数については、平成29年度以降は減少傾向にあり、平成30 年度、令和元年度の台数はピーク時の半数以下となった。
- ・ 買い替えの期間の短いテレビは、一時期に比べ大幅に減少しているが、買い替えの期間の 長い冷蔵庫や洗濯機は、減少幅が小さい。また、エアコンは、設置業者が回収し適切に処分 するため不法投棄されにくいと考える。
- ・ 廃家電4品目については、処分に際しリサイクル料金が発生することから、不法投棄され やすいと推測できる。(図8)

(図8) 宇都宮市における廃家電4品目の不法投棄台数の推移

(台)

	テレビ	冷蔵庫	エアコン	洗濯機
平成 27 年度	74	15	2	8
平成 28 年度	117	32	2	24
平成 29 年度	84	34	0	10
平成 30 年度	55	15	2	11
令和元年度	46	23	0	14

#### (4) 不法投棄月別発生件数 (廃棄物対策課受付分)

- ・ 月別の不法投棄発生件数については、例年、3月~6月と10月~12月の期間に発生件数が多い。
- ・ これらの時期においては、引越が多いシーズンと重なっていることから、引越に伴う不要物 を投棄するものと推測する。(図9)

(件) 5月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 6月 ■令和元年度 □平成30年度 □平成29年度 20 ☑ 平成28年度 27 ■平成27年度 19 

(図9) 宇都宮市における不法投棄月別発生件数

## 3 本市における取組状況と評価

第3次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画に基づき,「適正処理の推進」,「不法投棄の未然防止」,「不法投棄の拡大防止」を柱に、様々な取組を実施している。

## (1) 第3次計画(前期計画)における取組状況

## ア 適正処理の推進

#### (ア) 適正処理意識の醸成

- ・ 適正処理意識の周知啓発のため、広報紙や自治会回覧、横断幕、パネル展、パトロール 車両へのステッカー掲出など、様々な取組を行っている。
- ・ 条例の周知啓発と美化推進に向け、「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる 条例」(以下、「条例」という。)に基づく市内中心部におけるポイ捨て指導に加え、商店街 や関係機関と連携した周知・清掃活動を行っている。
- ・ 家電や引越ごみの適正処理意識を啓発するため、家電量販店にチラシの配付を依頼する とともに、市民課窓口等でチラシを配付している。
- ・ 環境 I S O やもったいない運動の周知啓発を通して環境学習を推進している。

#### (イ) 排出事業者等に対する指導

- ・ 廃棄物の適正処理に向け、廃棄物の排出事業者や処理業者に対し、適宜、立入検査・指 導の実施や報告書等の提出を求めている。
- ・ 優良な産業廃棄物処理業者を認定し公表するなど、優遇措置を講ずるとともに、排出事業者が優良な業者を選択しやすい環境を整備している。

#### イ 不法投棄の未然防止

#### (ア) 不法投棄多発地点等における監視

・ 会計年度任用職員(廃棄物適正処理指導業務)による監視パトロールや,委託警備会社 による夜間監視パトロール,不法投棄監視カメラによる監視など,不法投棄多発地点を中 心とする監視を継続的に実施している。

### (イ) 土地所有者等の管理意識の醸成

- ・ 土地の所有者や管理者に対し、不法投棄されないよう、土地の管理を徹底することについて自治会回覧を実施している。
- ・ 不法投棄された土地の管理者に対し、再度不法投棄がされないよう、土地を適正に管理 する方法などについて指導している。

## (ウ) 市民, 事業者, 他行政機関との連携

・ 不法投棄未然防止のため、地域住民の不法投棄監視活動や清掃活動の支援を行うととも に、市民総ぐるみ環境点検や防犯パトロール等と連携している。

## ウ 不法投棄の拡大防止

## (ア) 早期発見, 早期対応体制の推進

- ・ 不法投棄の早期発見・早期対応に向け、市民・事業者・行政で構成する「宇都宮市不法 投棄未然防止連絡協議会」において、各主体が連携した監視活動を実施している。
- ・ 河川愛護団体や公園愛護団体が清掃活動により集積した投棄物を、速やかに回収処分するなどの支援を行っている。

## (イ) 迅速な原状回復

- ・ 条例に基づき、ごみ屋敷の所有者等に対し、廃棄物の除去等を指導している。
- ・ 投棄者が特定できる不法投棄事案については、警察とともに調査を行い、投棄者による 原状復帰を図っている。

## (2) 第3次計画(前期計画)における取組状況の評価

- ・ 個別の取組については、51事業の全ての事業が計画どおり進んでいる。
- ・ 住民による監視活動については、市内26地区で実施されており、多くの目で監視されていることから不法投棄されない環境づくりにつながっているものと考える。
- ・ 「適正処理の推進」の取組は計画どおり進んでおり、様々な手法により、適正処理意識の周 知啓発や排出事業者に対する指導等を行い、適正処理の推進につながっているものと考える。
- ・ 「不法投棄の未然防止」の取組は計画どおり進んでおり、監視パトロールや監視カメラの設置、地域住民の不法投棄監視活動の支援等により、不法投棄未然防止が図れているものと考える。
- ・ 「不法投棄の拡大防止」の取組は計画どおり進んでおり、市民・事業者・行政が連携した監視活動の推進や不法投棄物の迅速な対応等により、不法投棄の拡大防止につながっているものと考える。

## 4 本市における課題

#### (1) 適正処理の推進

- ・ 条例に基づく, ごみのポイ捨て禁止等について, 外国人に対する啓発方法が十分ではない。
  - ⇒ 外国人への啓発方法を検討する必要がある。
- ・ 3月~6月の不法投棄発生件数が多いことや家電4品目や粗大ごみなどが多く不法投棄されていることから、引越しごみや片付けごみが多いと考える。
  - ⇒ 転出者に対する周知方法を検討する必要がある。
- ・ 廃棄物処理法の規制強化や外国へのプラスチックごみの輸出制限,高齢化・核家族化による 遺品整理ごみの増加など,社会情勢の変化に伴い,不法投棄が増加する恐れがある。
  - ⇒ 社会情勢の変化に対応する、施策を検討していく必要がある。

## (2) 不法投棄の未然防止

- ・ 委託警備会社による夜間監視パトロールは、抑止効果はあるが、不法投棄を直接発見する件 数は少ない。
  - ⇒ 不法投棄を発見でき、更なる抑止効果の高いパトロール方法等を検討する必要がある。
- ・ 不法投棄監視カメラについては、より多くの箇所を監視するため、移設することが可能であるが、移設の考え方が整理されていない。
  - ⇒ 効果的な運用方法について検討する必要がある。
- ・ 樹木繁茂やごみ屋敷事案については、相手方に再三指導を行っているが、相手方が応じない ため、長期化している不適正案件がある。
  - ⇒ 効果的な対応を検討する必要がある。

#### (3) 不法投棄の拡大防止

- ・ 不法投棄現場の確認方法が定まっておらず、十分な初動対応ができない場合がある。
  - ⇒ 通報等があった時点で速やかに状況を把握する体制を構築する必要がある。
- 不法投棄された場所において投棄物の処理が進まず、同じ場所に再び投棄される事例がある。
  - ⇒ 不法投棄された場所をそのまま放置しない方策を検討し、土地所有者や他機関と連携しな がら対応していく必要がある。

## 第3章 取組の方向と具体的取組

- 1 取組の方向性
- 2 施策の体系
- 3 具体的取組

## 1 取組の方向性

前期計画の取組は一定の効果を上げていることから、後期計画においても、引き続き「適正処理の推進」「不法投棄の未然防止」「不法投棄の拡大防止」を柱に、市民、事業者、他行政機関及び市が連携し取り組んで行く。

#### 1 適正処理の推進

#### (1) 適正処理意識の醸成

- ・ 今後も市民や事業者など全ての排出者に対し、適正処理推進の重要性をあらゆる機会や手法 により周知し、適正処理の啓発を図る。
- 情報が行き届きにくい外国人等に対する適正処理意識の啓発方法を検討する。
- ・ 転出等に伴う片付けなどでごみが大量発生し、不法投棄される事案があるため、転出者に対 する適正処理の周知方法を検討する。

## (2) 排出事業者等に対する指導

・ 今後も廃棄物の排出事業者や処理業者に対し、適宜、立入検査・指導を実施することで、廃 棄物の適正処理を推進する。

## 2 不法投棄の未然防止

#### (1) 不法投棄多発地点等における監視

・ 今後も不法投棄は同一の場所で繰り返し発生しやすいことから、過去の投棄場所を把握し、 多発地点等における監視カメラの設置や監視パトロールの強化等を計画的に実施する。

#### (2) 土地所有者等の管理意識の醸成

- ・ 土地管理者は、当該管理地に不法投棄されないよう適切に管理していく必要があることから、 今後も土地の管理責任についての周知を徹底し、土地所有者や管理者の意識啓発を図る。
- ・ 樹木繁茂やごみ屋敷事案について、長期化している不適正案件があることから、警察などの 関係機関と連携し、改善できるまで指導していく。

#### (3) 市民. 事業者. 行政機関の連携

・ 今後も地域住民による監視活動等が円滑に行われるよう支援するとともに、市民・事業者・ 関係行政機関が連携して不法投棄未然防止対策に取り組む。

## 3 不法投棄の拡大防止

## (1) 早期発見, 早期対応体制の推進

・ 今後も庁内外連絡組織において監視活動を推進し、不法投棄物に対し迅速かつ的確に対応する。また、河川や公園について愛護団体の活動を支援し、不法投棄の拡大防止を図る。

## (2) 迅速な原状回復

- ・ 今後も土地所有者等に対し、不法投棄が広がらないよう投棄物の速やかな撤去等を指導する。 また、悪質な事例については警察と連携し厳格に対応する。
- ・ 不法投棄の通報等があった時点で速やかに状況を把握する体制を構築する。
- ・ 土地所有者や他機関と連携し、不法投棄された土地の速やかな原状回復を図る。

## 2 施策の体系

(図)	施策体系図	★:新規事業 <b>◆</b>	<ul><li>: 拡充事業 ■:集約事業</li></ul>
		_	■様々な手法による市民等への適正処理意識の啓発
		_	― 「海ごみゼロウィーク」に合わせた監視活動
		_	「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づく不法投棄未然防止の啓発・指導
		ア適正処理意識の醸成ー	■啓発の対象に応じた適正処理の周知
	(1) 適	_	■イベントにおける意識啓発
	正処	_	学齢期における環境学習の推進
	理の	_	事業者による取組の推進
	推進	_	産業廃棄物多量排出事業者への立入検査・指導
		_	◆廃棄物排出事業者に対する指導
		イ 排出事業者等に _ 対する指導	解体現場への立入検査・指導
		_	■廃棄物処理業者に対する指導等
		_	無許可業者に対する指導
		_	不法投棄監視強化月間の設定
		ア 不法投棄多発地点 _ 等における監視	■ 監視パトロールに基づく行為者指導
			◆不法投棄監視カメラの設置
	(2) 不	イ 土地所有者等の	■土地の適正管理に係る周知啓発
	法投	管理意識の醸成	土地の適正管理に係る指導(樹木・雑草)
	棄の	_	一 不法投棄等に関する相談・通報窓口の設置
	未 然 	_	地域住民による監視活動、清掃活動への支援
	防止	 ウ 市民,事業者,他行	宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会との連携
		政機関との連携	産業廃棄物収集運搬車両合同調査の実施
			■地域との連携
		_	★市内郵便局との連携
	(3)	ア 早期発見,早期対応	- 不法投棄未然防止連絡協議会による監視・対応
	不法	体制の推進	■愛護団体等に対する支援
	投棄		警察との連携
	が拡大	イ 迅速か原性同復	■不法投棄物の速やかな回収・処分
	大 防	イ 迅速な原状回復	■不法投棄された土地の速やかな原状回復
	正	_	一 ごみ屋敷状態への指導

## 3 具体的取組

## (1) 適正処理の推進

## ア 適正処理意識の醸成

	取組の具体的内容	課名	備考
1	様々な手法による市民等への適正処理意識の啓発		
	不法投棄未然防止について、次のような様々な手法によ		
	り,市民等に適正処理の意識を啓発する。		
	・広報紙やホームページに記事を掲載		
	・全自治会にチラシを回覧	廃棄物対策課	集約
	・ 市有施設に横断幕を掲出		
	・パネル展や出前講座を開催		
	・公用車にステッカーを掲出(夜間パトロール車両に,反		
	射ステッカーを掲出)		
2	「海ごみゼロウィーク」に合わせた監視活動		
	国が毎年5月下旬に設定する「海ごみゼロウィーク」に合		
	わせ、全職員に外務時等の監視を依頼するとともに、広報紙	廃棄物対策課	
	などで周知することで,地域の不法投棄監視活動を活発化さ		
	せるなど監視の強化を図る。		
3	「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条		
	例」に基づく不法投棄未然防止の啓発・指導		
	条例指導員等により、「宇都宮市みんなでごみのないきれ	廃棄物対策課	
	いなまちをつくる条例」に基づき,市内中心部においてポイ		
	捨て禁止等について指導する。		
4	啓発の対象に応じた適正処理の周知		
	より効率的・効果的な周知を図るため、さまざまな対象に		
	応じた適正処理啓発を行う。		
	・飲食物自動販売機設置者に対し、空き缶やペットボトル		
	等の回収容器の設置やそれらの適正管理について指導 ・テレビや冷蔵庫,洗濯機等の家電購入者に対し,家電量		
		廃棄物対策課	
	シを配付	ごみ減量課	集約
	・転出者や大学生に対し、市民課窓口や大学において、引	7 - 27 - 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	
	越しごみの適正処理についてのチラシを配付		
	<ul><li>・外国人に対し、ごみのポイ捨て禁止等についての外国語</li></ul>		
	表記のチラシを配付		
	・太陽光パネルの設置者に対し、ホームページ等で適正処		
	理を周知		

5	イベントにおける意識啓発		
	各種イベントにおいて意識啓発を図る。		
	<ul><li>「もったいないフェア」などの環境イベントにおいて、</li></ul>		
	市民・事業者・行政が協働で不法投棄未然防止に関す	皮革肠骨华部	
	る意識啓発活動を実施	廃棄物対策課	集約
	・市主催のイベント(参加者1万人以上)において、エ	環境政策課	
	コイベント手順書に基づきごみの減量化・資源化に向		
	けたリユース食器の利用促進やごみの持ち帰りの呼		
	びかけ		
6	学齢期における環境学習の推進		
	子どもたちが主体的に環境配慮行動に取り組む学校を認		
	定する「宇都宮市みやエコスクール認定制度」を活用し、学		
	齢期における更なる環境学習の推進及びごみの適正処理に	環境政策課	
	関する取組の実践拡大を図る。また、不法投棄を含む環境問		
	題やもったいない運動についての環境出前講座の実施を通		
	し、ごみの適正処理に関する学びの機会を提供する。		
7	事業者による取組の推進		
	商工会議所と協働で実施しているECOうつのみや21		
	(事業所版環境ISO) のワークシートにおいて, 事業者に	環境政策課	
	よる地域清掃活動の例示に加え,事業場敷地等の適正管理に		
	ついても例示する。		

## イ 排出事業者等に対する指導

	取組の具体的内容	課名	備考
8	産業廃棄物多量排出事業者への立入検査・指導		
	産業廃棄物多量排出事業者から提出された「産業廃棄物処		
	理計画書及び処理計画実施状況報告書」をホームページで公	   廃棄物対策課	
	表するとともに, 栃木県との共催による講習会の開催や必要	所来初 <b>对</b> 承珠	
	に応じた立入検査の実施等を行い,産業廃棄物の適正処理を		
	推進する。		
9	廃棄物排出事業者に対する指導		
	廃プラスチック類を始めとする事業系ごみの発生抑制や		
	分別徹底による適正処理を推進し、減量化を図るため、大規		
	模事業所に対して研修会を行うほか、大規模事業所や中規模	廃棄物対策課	拡充
	事業所など個別に訪問し指導し,適正処理を推進する。また,		
	市のごみ処理施設やごみステーションへ不適正に排出した		
	事業者に対し指導し、適正処理を推進する。		

1 0	解体現場への立入検査・指導		
	家屋等の解体現場への立入検査を実施し、不適正処理に	   廃棄物対策課	
	対する適切な指導を行い,建設廃棄物の適正処理を推進す	所来初 <b>对</b> 承珠	
	る。		
1 1	廃棄物処理業者に対する指導等		
	廃棄物処理業者に対し、次のような指導・取組を行う。		
	・取り扱った廃棄物の種類や処理量等を記載した実績報		
	告書の提出徹底		
	・廃棄物の適正処理の推進に向けた立入検査・指導の実	廃棄物対策課	集約
	施		
	・産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を		
	有する者の基準(優良基準)に適合する産業廃棄物処		
	理業者の認定・公表		
1 2	無許可業者に対する指導		
	通報やパトロールにより、無許可での廃棄物収集運搬	皮衣粉头袋钿	
	業・処分業が判明した場合は、事業停止を指導するなど迅	廃棄物対策課	
	速に対応する。		

## (2) 不法投棄の未然防止

## ア 不法投棄多発地点等における監視

	取組の具体的内容	課名	備考
13	不法投棄監視強化月間の設定 関東甲信越を中心とした1都11県24市(政令指定都市及び中核市)で構成する「産廃スクラム」の不法投棄撲滅強化月間である10月を本市の不法投棄監視強化月間と定め、監視パトロール等を強化するほか、市民等に監視を呼びかけ監視体制の強化を図る。	廃棄物対策課	
1 4	監視パトロールに基づく行為者指導 次のような監視体制に基づく様々なパトロールを実施するとともに、行為者が判明した場合は適正処理を指導する。 ・全職員に対する公務による外出や通勤時における不法投棄監視と発見時の通報依頼 ・山林、河川敷、高架下側道などの不法投棄多発地点等で実施している、会計年度任用職員(廃棄物適正処理指導業務)による監視パトロールや、警備会社による夜間監視パトロールについて、より抑止効果の高い方法の検討・実施 ・市の防犯パトロール時におけるごみの散乱状況の監視	廃棄物対策課 生活安心課	集約

1 5	不法投棄監視カメラの設置		
	カメラの特性を踏まえ、長期間設置し、周辺一帯にお		
	ける不法投棄の抑止を図るとともに, 必要な場所に移設		++- <del></del>
	しながら, 行為者特定につながる情報を記録してより一	廃棄物対策課	拡充
	層の抑止を図るものなど、現場の状況に応じて積極的に		
	配置し、監視体制を強化する。		

## イ 土地所有者等の管理意識の醸成

	取組の具体的内容	課名	備考
1 6	土地の適正管理に係る周知啓発		
	次のような手法により、土地の適正管理に係る周知啓発		
	を行う。	廃棄物対策課	集約
	・土地の所有者・管理者への不法投棄防止用看板の配布		
	・全自治会への土地の適正管理に向けたチラシ回覧		
17	土地の適正管理に係る指導		
	土地の所有者・管理者に対し、電話・文書等による剪定・	廃棄物対策課	
	除草の適正管理指導を行う。また、不適正管理が長期化し	生活安心課	
	ている事案に対しては,警察などの関係機関と連携し,改	生佰女心味	
	善できるまで指導する。		

## ウ 市民, 事業者, 他行政機関との連携

	取組の具体的内容	課名	備考
1 8	不法投棄等に関する相談・通報窓口の設置		
	全市一斉清掃等の地域清掃活動により回収した不法投		
	棄物の撤去方法などについて、相談・通報窓口として廃棄	廃棄物対策課	
	物対策課の電話,FAX番号を周知するとともに,相談・		
	通報に適切に対応する。		
1 9	地域住民による監視活動、清掃活動への支援		
	地域住民による不法投棄監視活動に対して、集積ごみの		
	回収処分などの支援を行う。また、自治会等に不法投棄対	廃棄物対策課	
	策用資材の支給を行い,地域による不法投棄されにくい環		
	境づくりを推進する。		
2 0	宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会との連携		
	住民代表, 関係行政機関や関連団体等を構成員とした		
	宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会において, 未然防	廃棄物対策課	
	止に自ら取り組んでもらえるよう, 会員への働きかけを		
	行う。		

2 1	産業廃棄物収集運搬車両合同調査の実施		
	産業廃棄物の適正処理を推進するため、県警、栃木県	廃棄物対策課	
	と連携し,産業廃棄物収集運搬車両の路上調査を実施す	<b>用果物剂</b>	
	る。		
2 2	地域との連携		
	地域と連携しながら、不法投棄物の発見と速やかな対応		
	を図る。		
	・地域の安全安心と子どもの健全育成のための「市民総	廃棄物対策課	
	ぐるみ環境点検活動」事業や地域の防犯パトロールに	生活安心課	集約
	おいて発見された不法投棄物への速やかな対応	ごみ減量課	
	<ul><li>・39地区のまちづくり組織におけるリサイクル推進協</li></ul>		
	議会(環境部会)及びリサイクル推進員の活動に対す		
	る継続的な支援,不法投棄発見時の連携した対応		
2 3	市内郵便局との連携		
	平成29年に締結した「包括連携協定」を活用し、不法	医衣肿头突部	<b>立</b> C.±8
	投棄の早期発見に向け、より速やかに対応できる体制を構	廃棄物対策課	新規
	築する。		

## (3) 不法投棄の拡大防止

## ア 早期発見、早期対応体制の推進

	取組の具体的内容	課名	備考
2 4	不法投棄未然防止連絡協議会による監視・対応		
	宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会において、市	皮克伽斗华洲	
	民・事業者・行政が連携し監視活動を推進することで、	廃棄物対策課	
	不法投棄の早期発見・早期対応を図る。		
2 5	愛護団体等に対する支援		
	愛護団体等の活動を支援することにより、不法投棄の早		
	期対応を図る。		
	・清掃業務,清掃活動に伴い回収した投棄物の処理につ	河川課	
	いて、河川愛護団体の窓口となり、円滑な処理を推進	公園管理課	集約
	・公園の清掃活動を行っている公園愛護会への支援	廃棄物施設課	
	・地域美化のための奉仕活動等に伴い回収した投棄物		
	について,経済的な支援としてのごみ処理手数料の		
	減免		

## イ 迅速な原状回復

	取組の具体的内容	課名	備考
2 6	警察との連携		
	不法投棄事案について、定期的に市内3署と市の情報交	廃棄物対策課	
	換の場を設けるなど連携を図るとともに、悪質な事案につ	<b>角果初</b> 刈	
	いては、警察と連携し法令に基づき厳格に対応する。		
2 7	不法投棄物の速やかな回収・処分		
	不法投棄の通報に基づき、速やかに現地確認を行い、状		
	況を把握するとともに,関係課と連携し,投棄物の回収・		
	処分を行うことで,不法投棄の拡大防止を図る。	廃棄物対策課	
	・不法投棄の行為者が特定できず、土地の所有者が明確	ごみ減量課	集約
	でない、もしくは不法投棄の拡大防止の恐れがある場	廃棄物施設課	
	合、市により投棄物の速やかな回収を行う。		
	・回収した投棄物や放置車両を適正に保管し、適正に処		
	分する。		
2 8	不法投棄された土地の速やかな原状回復		
	廃棄物が投棄された場合,土地の所有者や他機関と連携		
	しながら、次のように原状回復を図る。	廃棄物対策課	
	・私有地に廃棄物が投棄された場合において、「きれま	道路保全課	
	ち条例」に基づき、土地所有者等に対しての廃棄物の	河川課	集約
	撤去と土地の適正管理についての指導を行い, 原状回	公園管理課	
	復を図る。	<b>公园自</b>	
	・市の管理地(道路,河川,公園等)における不法投棄		
	物を速やかに撤去し、原状回復を図る。		
2 9	ごみ屋敷状態への指導		
	自らが排出又は他人に投棄された廃棄物等により, 近隣		
	への迷惑が生じたときは、その土地や建物等の所有者等に	廃棄物対策課	
	対し,廃棄物の除去等を指導する。また,長期化している	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
	事案に対しては、警察などの関係機関と連携し、改善でき		
	るまで指導する。		

## 第4章 不法投棄未然防止の推進

- 1 計画推進の考え方
- 2 推進体制及び進捗管理

## 1 計画推進の考え方

市域全体における不法投棄未然防止のため、市民、事業者、他行政機関、市が相互に連携し、計画の着実な推進を図る。

#### ◎ 各主体の基本的役割

## 〇 市民の役割

・ 市民は、地域を構成する一員として、地域における取組への積極的な参加に努めるとともに、まちづくり組織が実施する不法投棄未然防止の施策に協力する。

## 〇 事業者の役割

・ 事業者は、地域を構成する一員として、地域における取組への積極的な参加に努めるとともに、市や市民が実施する不法投棄未然防止の施策に協力する。

#### 〇 他行政機関の役割

・ 国, 県は, 管理地の適正管理を行うとともに, 市が実施する不法投棄未然防止の 施策に協力するとともに, 市民の取組に関して要望等があれば積極的に支援する。

## 〇 市の役割

- ・ 市は、不法投棄の状況に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するとと もに、市民や事業者に対して意識の醸成や活動を促進する。
- ・ 市は、不法投棄未然防止について率先して取り組むとともに、市民や事業者と連携し、全市的な取組を推進する、また、広域的な取組が必要なものについては、国 や県、近隣自治体等と協力・連携して行う。

## 2 推進体制及び進捗管理

次の組織により本計画の進捗管理を行い、計画を着実に推進するとともに、その実効性を高めていく。また、必要に応じて計画の見直しを行う。

## (1) 宇都宮市環境基本計画推進委員会(庁内組織)

環境基本計画推進委員会廃棄物部会において、市の関係各課が、緊密に連携・協力することで、不法投棄の未然防止、早期発見、早期対応を推進する。

※ 宇都宮市環境基本計画推進委員会は、本市の環境関連計画等を総合的・計画的に推進するため、庁内横断的組織として設置したものであり、下部組織として部会を設置している。

#### (2) 宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会(庁外関係組織)

市民,事業者,他行政機関,市の各主体がそれぞれの役割を果たし,緊密に連携・協力することで,市全体が一体となって,不法投棄の未然防止,早期発見,早期対応を推進する。

## 資料編目次

宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会	(庁外関係組織)	について・・・・・・	1
各取組の実績・・・・・・・・・・・			2

## 宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会(庁外関係組織)について

宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会は,市民や事業者,他行政機関,市から構成されており, 緊密に連携・協力することで,不法投棄の未然防止,早期発見,早期対応を推進しております。

## 【不法投棄未然防止連絡協議会委員】

No.	区分	会 員 名			
1		宇都宮国道事務所 管理第一課長			
2	国土交通省	下館河川事務所 石井出張所長			
3		下館河川事務所 氏家出張所長			
4	+5-1-18	栃木県宇都宮土木事務所 管理部管理課長			
5	栃木県	栃木県 環境森林部 廃棄物対策課長			
6		栃木県警察本部 生活安全部 生活環境課長			
7	<b>长十</b> 月敬宛	宇都宮中央警察署 生活安全課長			
8	栃木県警察	宇都宮東警察署 生活安全課長			
9		宇都宮南警察署 生活安全課長			
10		西原地域コミュニティ協議会 リサイクル推進員会長			
11		錦地域まちづくり協議会 リサイクル推進部会長			
12		宮の原地域まちづくり推進協議会 リサイクル推進協議会長			
13		石井地区まちづくり推進協議会 リサイクル推進協議会長			
14		御幸地区コミュニティ協議会 環境部会長			
15		御幸が原まちづくり協議会 環境リサイクル部会長			
16		明保地区明るいまちづくり協議会 環境部会長			
17		陽南地域まちづくり推進協議会 リサイクル推進員協議会長			
18		今泉地区コミュニティ協議会 環境委員会長			
19		桜地区まちづくり協議会 環境部会長			
20		緑が丘地域まちづくり協議会 生活環境部会長			
21	±04=	五代・若松原地区まちづくり協議会 環境部会長			
22	市民代表	上河内地区リサイクル推進協議会長			
23		回内地区リサイクル推進協議会長			
24		平石地区まちづくり協議会 環境部会長			
25		青原地域振興協議会 環境問題特別委員会長			
26		横川地区まちづくり協議会 環境部会長			
27		瑞穂野地区まちづくり協議会 リサイクル推進協議会長			
28		城山地区コミュニティ推進協議会 廃棄物不法投棄対策協議会長			
29		国本地区まちづくり振興会 廃棄物不法投棄対策協議会長			
30		富屋地区まちづくり連絡協議会 環境部会長			
31		豊郷地区豊かな郷づくり推進協議会 リサイクル推進部会長			
32		篠井地区ゆたかなまちづくり協議会 環境部会長			
33		雀宮地区まちづくり推進協議会 環境部会長			
34		公益社団法人栃木県産業資源循環協会会長			
35		宇都宮商工会議所 地域振興部長			
36		宇都宮市森林組合代表理事組合長			
37	事業者等	東京電力パワーグリッド株式会社栃木総支社環境担当副総支社長			
38		栃木県法面保護施設業協会長			
39		東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社 事業部 開発課長			
40		栃木県鬼怒川漁業協同組合代表理事組合長			
41	宇都宮市	宇都宮市環境部次長			

## 各取組の実績

## (1)(No.3)「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づく不法 投棄未然防止の啓発・指導

	きれい	なまち	【参考】足	各上喫煙等
件 数	指導·警告 <b>※</b> 1	過料	指導	過料
H 2 7	4 8	0	4 7 5	3 5
H 2 8	6	0	2 6 5	9
H 2 9	1 5	0	4 0 4	3 0
H 3 0 <b>%2</b>	6 3	0	4 1 9	2 6
R元	2 5 5	0	6 1 1	7 7

## ※1 きれまち指導における指導・警告の定義

警告:指導に従わなかった行為者に対し、このまま拾わなかった場合、過料の対象となる旨伝えることであり、警告に従わなかった場合は過料(2,000円)が発生

## ※2 指導・警告件数の増加について

平成30年度から,路上喫煙指導と同時に,携帯灰皿等を持参しない者に対し,吸い殻のポイ捨てについて警告を行うようにしたため,件数が増加している。

#### (2)(No.9)廃棄物排出事業者に対する指導

## ア 減量等計画書に基づく個別訪問指導 (大規模事業所訪問指導)

年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	Н30	R元
事業所数	283件	290件	290件	290件	319件
訪問数	157件	129件	157件	131件	197件
再訪問数	6 1 件	51件	18件	34件	43件

<sup>※</sup> 再訪問数には再々訪問数も含む

#### イ 中規模事業所訪問指導

※平成26年12月~保健所の営業許可を取得した事業所を対象に実施

年 度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R元
訪問数	436件	375件	321件	300件	254件
再訪問数	9件	6件	0件	0件	0件
不 在					
廃業・不明・開 店休業	130件	80件	111件	55件	6 4 件
<b>ポスティング</b>	405件	355件	546件	286件	271件
合 計	980件	816件	978件	641件	589件

## ウ ごみステーションの不適正排出調査

年 度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	Н30	R元
通報件数	158件	216件	280件	222件	98件
調査件数	255件	310件	403件	364件	145件
指導件数	68件	66件	67件	49件	17件

## エ 清掃工場における搬入指導(展開調査)

年 度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R元
件数	89件	55件	50件	20件	6件

<sup>※</sup> 再訪問,再々訪問を含む

## (3)(No.10)解体現場への立入検査・指導

年 度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	Н30	R元
実施回数	2回	2回	2回	2回	2回

## (4) (No.14) 監視パトロールに基づく行為者指導

## 委託会社による夜間監視パトロール時の監視と発見件数

年 度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	Н30	R元
実施回数	80回	80回	80回	80回	68回
実施時間	640時間	6 4 0 時間	6 4 0 時間	640時間	5 4 4 時間
発見件数	4	2	9	7	0

## (5)(No.17)土地の適正管理に係る指導

樹木の枝葉又は雑草の繁茂 ※きれまち条例対象案件

	管理を	されているこ	上地(駐車均	易等)	管理されている建物			
状 況	継続	新規	解決	次年度 継続	継続	新規	解決	次年度 継続
H27	0	5	2	3	0	2 2	4	1 8
H28	3	2	3	2	1 8	1 7	1 0	2 5
H29	2	8	7	3	2 5	4 0	2 7	3 8
H30	3	6	2	7	3 8	1 9	7	5 0
R元	7	0	0	7	5 0	2 9	9	7 0
合計	_	2 1	1 4	_	_	1 2 7	5 7	_

## (6)(No.21)産業廃棄物収集運搬車両合同調査の実施

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	R 1
産業廃棄物収集運搬路上調査	2	2	2	2	2

## (7) (No.29) ごみ屋敷状態への指導

	管理され	れている土地	地(駐車場	等)[a]	管理されている建物[b]			]
状 況	継続	新規	解決	次年度 継続	継続	新規	解決	次年度 継続
H27	0	1	0	1	О	2 7	9	1 8
H28	1	0	0	1	1 8	1 1	3	2 6
H29	1	0	0	1	2 6	9	7	2 8
H30	1	0	0	1	2 8	5	4	2 9
R元	1	0	0	1	2 9	6	5	3 0
合計	_	1	0	_	_	5 8	28	_



宇都宮市 環境部 廃棄物対策課

電話 028-632-2929 FAX 028-633-4323 E-mail:u0713@city.utsunomiya.tochigi.jp

本書の中紙は,再生紙を使用しています。